

改正後

損益の通算の計算書（書き方については、控用の計算書の裏面を読んでください。）

(平成 年分)氏名

提出用

この計算書は、申告書Bや申告書第三表（分離課税用）を使用して申告する方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下、「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（申告書第四表（損失申告用）を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

1 経常所得の損益の通算

A	経常所得	①	円
---	------	---	---

・申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

2 譲渡・一時所得の損益の通算

所得の種類	④差引金額	⑤通算後	⑥特別控除額	⑦譲渡・一時所得の通算後
譲渡・一時所得	短期総合	円	円	円
	長期分離（特定損失額）△			円
	長期総合	円	円	円
	一時	円	円	円

1 「④差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。

「④差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下、「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署におたずねください。）。

※ 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

2 「一時」の⑦は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を書きます。

3 「譲渡」の「⑥特別控除額」の②及び③は、次により書いてください。

i 「⑤通算後」の②と③の合計額が50万円までの場合……それぞれ②と③の金額（赤字のときは0）を書きます。

ii 「⑤通算後」の②と③の合計額が50万円を超える場合……②・③の順に、それぞれの②と③の金額を書きます。ただし、②と③の合計額は50万円が限度となります。

4 「一時」の「⑥特別控除額」④には、「一時」の②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3 損益の通算

所得の種類	④通算前	⑤第1次通算後	⑥第2次通算後	⑦第3次通算後	⑧所得金額
A 経常所得	①	円	円	円	円
B 譲渡・一時所得	短期総合	③	円	円	円
	長期分離（特定損失額）△	④	円	円	円
	長期総合	⑤	円	円	円
	一時	⑥	円	円	円
C 山林	⑦	円	円	円	円
D 退職	⑧	円	円	円	円

所得金額の合計額（①から⑧までの合計額）

1 「④通算前」の①及び③から⑥は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。

2 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得及び退職所得（赤字のときは0）を書きます（山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

○ 申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。

改正前

損益の通算の計算書（書き方については、控用の計算書の裏面を読んでください。）

(平成 年分)氏名

提出用

この計算書は、申告書Bや申告書第三表（分離課税用）を使用して申告する方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下、「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（申告書第四表（損失申告用）を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

1 経常所得の損益の通算

A	経常所得	①	円
---	------	---	---

・申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

2 譲渡・一時所得の損益の通算

所得の種類	④差引金額	⑤通算後	⑥特別控除額	⑦譲渡・一時所得の通算後
譲渡・一時所得	短期総合	円	円	円
	長期分離（特定損失額）△			円
	長期総合	円	円	円
	一時	円	円	円

1 「④差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。

「④差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下、「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署（資産税担当）におたずねください。）。

※ 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

2 「一時」の⑦は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を書きます。

3 「譲渡」の「⑥特別控除額」の②及び③は、次により書いてください。

i 「⑤通算後」の②と③の合計額が50万円までの場合……それぞれの②と③の金額（赤字のときは0）を書きます。

ii 「⑤通算後」の②と③の合計額が50万円を超える場合……②・③の順に、それぞれの②と③の金額を書きます。ただし、②と③の合計額は50万円が限度となります。

4 「一時」の「⑥特別控除額」④には、「一時」②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

3 損益の通算

所得の種類	④通算前	⑤第1次通算後	⑥第2次通算後	⑦第3次通算後	⑧所得金額
A 経常所得	①	円	円	円	円
B 譲渡・一時所得	短期総合	③	円	円	円
	長期分離（特定損失額）△	④	円	円	円
	長期総合	⑤	円	円	円
	一時	⑥	円	円	円
C 山林	⑦	円	円	円	円
D 退職	⑧	円	円	円	円

所得金額の合計額（①から⑧までの合計額）

1 「④通算前」の①及び③から⑥は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。

2 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得及び退職所得（赤字のときは0）を書きます（山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

○ 申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

10

改 正 後	改 正 前
損益の通算の計算書の書き方 1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄 (1) 「③通算後」の「譲渡」の各欄 「④差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「④差引金額」の金額をそのまま転記します。）。 ・「④差引金額」が赤字と黒字の場合…「④差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。 (2) 「③譲渡・一時所得の通算後」の各欄 「③通算後（※）」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。 ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「③通算後」の金額から「⑥特別控除額」を差し引いた金額になります。 2 「3 損益の通算」の各欄 (1) 「⑧第1次通算後」の各欄 イ 「⑧通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「⑧通算前」の金額をそのまま転記します。 ロ 「⑧通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。 ハ 「⑧通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。 (2) 「⑨第2次通算後」の各欄 イ 「⑨第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「⑨第1次通算後」の金額をそのまま転記します。 ロ 「⑨第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。 ハ 「⑨第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。 (3) 「⑩第3次通算後」の各欄 イ 「⑩第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。 ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「⑩第2次通算後」の金額をそのまま転記します。 (4) 「⑪所得金額」の各欄 イ 「⑪第3次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合…「⑪所得金額」の⑪には、⑨と⑩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑪第3次通算後」の金額を転記します。 ロ イ以外の場合…「⑪所得金額」に「⑪第3次通算後」の金額を転記します。 3 申告書への転記 (1) 申告書B第一表 イ 「所得金額」欄の①から⑦ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き～確定申告書B～」参照）。 ロ 「収入金額等」欄の②、③及び「所得金額」欄の⑧ ⅰ 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合 ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑤の金額を「収入金額等」欄の③に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ⅱ ⅰ以外の場合 ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑩の金額を「収入金額等」欄の③に、⑩と⑨の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ハ 「収入金額等」欄の②及び「所得金額」欄の⑧ ⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑪と⑩の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 (2) 申告書第三表（分離課税用） ・「所得金額」欄の⑬及び⑭ ⑮の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の⑬に、⑮の金額を「所得金額」欄の⑭にそれぞれ転記します。	損益の通算の計算書の書き方 1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄 (1) 「③通算後」の「譲渡」の各欄 「④差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「④差引金額」の金額をそのまま転記します。）。 ・「④差引金額」が赤字と黒字の場合…「④差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。 (2) 「③譲渡・一時所得の通算後」の各欄 「③通算後（※）」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。 ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「③通算後」の金額から「⑥特別控除額」を差し引いた金額になります。 2 「3 損益の通算」の各欄 (1) 「⑧第1次通算後」の各欄 イ 「⑧通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「⑧通算前」の金額をそのまま転記します。 ロ 「⑧通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。 ハ 「⑧通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。 (2) 「⑨第2次通算後」の各欄 イ 「⑨第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「⑨第1次通算後」の金額をそのまま転記します。 ロ 「⑨第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。 ハ 「⑨第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。 (3) 「⑩第3次通算後」の各欄 イ 「⑩第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。 ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「⑩第2次通算後」の金額をそのまま転記します。 (4) 「⑪所得金額」の各欄 イ 「⑪第3次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合…「⑪所得金額」の⑪には、⑨と⑩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑪第3次通算後」の金額を転記します。 ロ イ以外の場合…「⑪所得金額」に「⑪第3次通算後」の金額を転記します。 3 申告書への転記 (1) 申告書B第一表 イ 「所得金額」欄の①から⑦ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き～確定申告書B～」参照）。 ロ 「収入金額等」欄の②、③及び「所得金額」欄の⑧ ⅰ 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合 ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑤の金額を「収入金額等」欄の③に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ⅱ ⅰ以外の場合 ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑩の金額を「収入金額等」欄の③に、⑩と⑨の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ハ 「収入金額等」欄の②及び「所得金額」欄の⑧ ⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑪と⑩の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 (2) 申告書第三表（分離課税用） ・「所得金額」欄の⑬及び⑭ ⑮の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の⑬に、⑮の金額を「所得金額」欄の⑭にそれぞれ転記します。